

(資料1) 和解条項全文(その一)

債権者

財團法人日本近代文学館

同

債務者 株式会社日本リーダーズダイジェスト社

和解条項

一、債務者は、初版復刻本を今後製作販売する場合、債権者財團法人日本近代文学館が製作し、債権者株式会社はるぶが販売する初版復刻本(以下、「債権者版」という)の版面及び表紙を写真撮影して原版として利用せず、また広告宣伝のために債権者版の写真を使用しない。

二、債務者は、債務者がすでに受注した「復刻初版本・夏目漱石文学選集」の注文については、当該注文者に對し受注できない旨を通告し、新たに、「復刻初版本・夏目漱石文学選集」の募集を行うときは、債権者版の写真を使用しないで作成した広告宣伝資料を用いてこれを行うものとする。

三、債務者が本和解成立の日までに製本又は印刷を完了している別紙目録記載の九点九冊の復刻本(債権者版の全部又は一部を写真撮影して製作したもの)二万一五〇〇セットのうち、製本済みのものについてはその金額を、その余のものについては別紙目録中各点につき未製本分について廃棄すべき部分の項記載の各部分を、債務者は債権者両名立会のうえで、昭和五四年一一月三〇日限り廃棄する。

四、債権者らはその余の請求を放棄する。

五、債務者らと債務者との間には、本件に關し、本和解条項に定める以外になんらの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

六、訴訟費用は各自弁とする。

目録

(作品の題名)(未製本分について廃棄すべき部分)

- ①朝 龍 本文の全部
- ②虞美人草 本文の全部
- ③三四郎 本文の全部
- ④それから 本文の全部及び見返し
- ⑤門 本文の全部及び頭のシール
- ⑥彼岸過迄 本文の全部
- ⑦こゝろ 本文の全部
- ⑧道 草 表紙及び本文の全部
- ⑨明 暗 表紙及び本文の全部

(資料2) 和解条項全文(その二)

債権者

株式会社春陽堂書店

同

株式会社岩波書店

債務者

株式会社日本リーダーズダイジェスト社

和解条項

一、債務者は、他の出版者がすでに出版した出版物を復刻するに際しては、当該出版物に係る著作権

の保護期間が満了していると否とにかかわらず、当該出版物を出版した第一次出版者又は当該出版物に係る出版事業の承継人が現に存続する限り、その許諾を受けることが出版業界で確立された慣習であり、したがって復刻について右第一次出版者又はその事業承継人はこれを許諾し又は拒否する権利を有するという債権者らの主張を認め、債権者らの許諾を得ることなく債権者らの出版した出版物の復刻刊行を行わない。

二、債権者株式会社春陽堂書店は別紙第一目録記載の初版本に關し、また債権者株式会社岩波書店は別紙第二目録記載の初版本に關し、それぞれ次の条件により、債務者が別紙第一、第二目録の初版本から復刻本（以下、「本件初版復刻本」という）を製作販売することを許諾する。

（一）本件初版復刻本九点九冊を含む復刻本は一セットとして販売するものとする。

（二）債務者は本件初版復刻本の販売に先立ち、出版部数を証明する印刷所の証明書を債権者らにそれぞれ交付するものとする。

（三）債務者の本件初版復刻本の販売期間は、本和解成立の日から昭和五八年一二月末日までとする。

（四）債務者は本件初版復刻本の各点に債務者製作の復刻本である旨を明示するものとする。

（五）債務者は、本和解成立の日以降において、本件初版復刻本の見本刷が出来た際には、すみやかに債権者株式会社春陽堂書店に対しては「鶴箇」、「戯美入草」、「三四郎」、「それから」、「門」、「彼岸過迄」、「草合」、「四篇」の見本刷を、債権者株式会社岩波書店に対しては「こゝろ」の見本刷をそれぞれ交付する。

債権者らは、右の見本刷がそれぞれ各初版本と著しく相違している場合には、債務者に対し必要な訂正を行うよう申入れることができる。

（六）債務者は債権者らに対し、各暦半年中に出版した本件初版復刻本につき当該暦半年の終了後一ヶ月以内に、その小売価格（本件初版復刻本を含む債務者の「復刻初版本・夏目漱石文学選集」一セット当たりの小売価格を当該一セットを構成する書籍の冊数で除した価格）に各点毎に出版部数を乗じた金額の二パーセントに相当する金員をそれぞれ持參又は送付して支払うものとする。

（七）債務者は、本件初版復刻本の販売開始後遅滞なく債権者らに対し、それぞれの初版本を復刻したところの本件初版復刻本三冊を無償で供与するものとする。

三、債権者らはその余の請求を放棄する。

四、債権者らと債務者との間に、本件に関し、本和解条項に定める以外になんらの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

五、訴訟費用は各自弁とする。

第一目録

① 鳥 篓

② 戯美入草

③ 三四郎

④ それから

⑤ 彼岸過迄

⑥ 門

⑦ 章 合 編

第二目録

① こゝろ

ここ数年、「文庫ブーム」がつづき、文庫版が学術書の範囲にまでも段々波及してくるという情勢になった。この傾向には、大いに歓迎してよい側面がある一方、既発行のオリジナル・エディションとの関係で、出版界に混乱を起こしている。そして、そのような混乱がなせ起こったのか、それは出版権が確立していないからである、というような意見が書評紙などに出されている。この考えは、間違っているとはいえないけれども、不十分とはいえる。というのは、現在、法的には出版権は確立しているのに、それが実地の運用となると、問題が続出しているからである。

昭和初期の「円本時代」には、幾種類もの文学全集の中に同じ著者の同一の作品が収録されるということがあって、大混亂を起こしたことがある。作家の方は同じ作品から二重の印税をもらえて、目先きは助かるように思われたけれども、各全集とも予想された部数が共喰いの過当競争のために

文庫本ブームと出版権

1 出版権の「確立」とは

(1) 御宿義介博士の「朝日新聞」一九七九年五月三一日付寄稿参照。

(2) 大儀見煎(リーダイ社長)「なにを主張しなぜ和解したか」[『新文化』一九七九年九月二七日号]、荒井正大(はるぶ
社長室長)「事実に反するり社の見解」[『新文化』一九七九年一〇月二五日号]参照。

(3) 文化庁『著作権法ハンドブック』最新版(著作権資料協会、一九七九年)、九三ページ。

(4) 抽著『出版と著作権』(日本エディタースクール出版部、一九七六年)、五九ページ以下。

(5) 正確にいえば、外国の複刻(リプリント)版では、奥付の代わりに巻頭の本トビラが用いられている。例えば、いま
第者の手もとにある Augustine Birrell & Seven Lectures on the Law and History of Copyright in Books は、まず一
九七一年の復刻出版者である Rothman Reprint & Augustus M. Kelly 表示のところにひいて、一八九九年の初版
発行者である Cassell & G. P. Putnam 社表示の日本トビラがはりつけられている。

(6) 「複刻権」と複刻出版社[『出版リース』一九七九年一〇月上旬号]参照。

(7) 植村透三郎著『医書館学・書籍学辞典』(有斐閣前刷出版部、一九六七年)。